

# 引取業者登録（登録の更新）申請書の記入要領

## 1 申請書の表題

- ・新規申請の場合は「登録の更新」を二本線で消します。
- ・更新申請の場合は「登録」を二本線で消します。
- ※の登録番号・登録年月日は、更新申請の場合に記入が必要となります。「引取業者登録予定番号通知書」等にあるものを記載してください。

## 2 申請者欄

- ・個人にあつては、住所、氏名を記入し登録印（実印）を押して下さい。
- ・法人にあつては、登記事項証明書にある本店の所在地、名称（商号）、代表者の職名及び氏名を記載し、代表者の登録印（実印）を押して下さい。

（個人例）

新宿区△△町一丁目2番地3号

新 宿 太 郎 ㊞

（法人例）

新宿区〇〇町五丁目2番地3号

株式会社新宿自動車販売

代表取締役 環 境 太 郎 ㊞

## 3 役員の記載欄

- ・法人の方のみ記載が必要となります。
- ・役員が多数存在し、本欄に記載しきれない場合は「別添の誓約書に記載」とし、別添の誓約書の別紙に記載して下さい。

## 4 法定代理人欄

- ・申請者が未成年の場合のみ記載が必要となります。

## 5 事業所記載欄（事業所として公表します）

実際に引取業務を行う事業所について記載して下さい。

### ①名称欄

- ・個人の場合は、個人名又は通称名（屋号等）を記載して下さい。
- ・法人の場合は、会社名と営業所名を記載して下さい。

（個人例）新宿商店

（法人例）株式会社新宿自動車販売 新宿営業所

### ②所在地欄

- ・実際に引取業務を行う事業所の住所を記入して下さい。
- ・電話番号は原則「固定電話」の電話番号を記入して下さい。

## 6 エアコンにフロン類が含まれているかどうかを確認する体制欄

引取った使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに、冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する方法です。該当する方に○を記入して下さい。

①は自社の作業手順書等で確認している事業者 ②は資格者が確認している事業者

## 7 複数事業所がある場合

- ・複数の事業所がある場合は、事業所記載欄とフロン類を確認する体制欄の記載をまとめて別紙を作成して下さい。

(例)

事業所名称	所在地	電 話	書 類	資格者
〇〇自動車(株)△△営業所	新宿区〇〇町一丁目3-2	03-0000-0000	○	
〇〇自動車(株)△〇営業所	三鷹市△△町五丁目4-2	0422-00-0000		○

## 8 誓約書について

- ・作成例を参考に作成して下さい。
- ・法人にあつては、別紙により役員の氏名及び役職の一覧表を添付して下さい。
- ・申請者が未成年の場合、法定代理人の氏名を記入して下さい。

## 引取業者登録（登録の更新）申請書の添付書類等

### 1 提出部数

2部（正本（申請用）と副本（申請者控え・副本は正本の複写でも可））

### 2 添付書類

記入要領番号	添付書類
2 申請者欄	(1) 登録申請者を確認する書類 (法人の場合) ・登記事項証明書のうち「履歴事項全部証明書」 (個人の場合) ・住民票 (2) 申請印を確認する書類 ・印鑑証明書 (3) 更新申請では、直近の「引取業者登録予定番号通知書」又は「引取業者登録通知書」か「引取業者登録変更通知書」の写し
4 法定代理人欄	(4) 法定代理人の住民票（申請者が未成年の場合のみ）
5 事業所記載欄 (事業所が複数ある場合はその事業所ごとに必要)	(5) 事業所の所在地を確認できるいずれかの書類 ・公的機関等が発行したもので所在地が確認できるもの ・土地の登記事項証明書 ・土地の賃貸借契約書の写し
6 フロン類を確認する体制 (事業所が複数ある場合はその事業所ごとの体制が必要)	(6) フロン類を確認する体制を証する書類 (①に○をした場合) ・自社の作業手順書等の写し (②に○をした場合) 次のいずれかの資格者の資格証等の写し ・自動車整備士(シャシ整備士を除く) ・中古自動車査定士 ・業界団体講習修了書
8 誓約書について	(7) 誓約書 法に定める欠格要件に該当しないことを書面により誓約するもの(誓約書作成例を参考に作成) ・誓約書、別紙(法人の場合。役員一覧表)

注1 公的証明書等は発行から3ヶ月以内のものとしします。

2 申請者が個人でかつ外国籍の場合には、「外国人登録証明書」の提出をお願いします。

### 3 手数料

新規登録・・・6,100円

更新登録・・・4,200円

### 4 受付時間及び申請先（郵送は不可）

(1) 受付時間 午前9時から11時30分、午後1時から4時

(2) 申請先（郵送は不可です。電話予約の上来訪問います。）

○東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第二本庁舎9階（北側）

東京都 環境局 廃棄物対策部 産業廃棄物対策課 審査係自動車リサイクル担当 電話03-5388-3571(直)

○東京都立川市錦町4-6-3 立川合同庁舎 4階

東京都 多摩環境事務所 廃棄物対策課 審査係 電話042-528-2693(直)

※八王子市内の事業所については、八王子市役所へ申請してください。

八王子市元本郷町3-24-1（電話）042-620-7256（八王子市ごみ減量対策課）

※平成23年4月1日から、町田市が保健所政令市に移行したため、町田市内にある会員事業場におかれましては、登録・更新（5年に一度）の手続きは、下記所在地へ直接提出していただきますようお願い致します。

町田市役所 町田市環境資源部環境総務課総務係

電話 042-797-7112

所在地 町田市下小山田町3160 町田リサイクル文化センター内

# 引取業者変更届出書の記入要領等

## 1 申請者欄

- ・個人にあつては、住所、氏名を記入し、登録印（実印）を押して下さい。
- ・法人にあつては、登記事項証明書にある本店の所在地、名称（商号）、代表者の職名及び氏名を記載し、代表者の登録印（実印）を押して下さい。

（個人例）

新宿区△△町一丁目2番地3号  
新 宿 太 郎 印

（法人例）

新宿区〇〇町五丁目2番地3号  
株式会社新宿自動車販売  
代表取締役 環 境 太 郎 印

## 2 条文欄

- ・平成 年 月 日付け第 号で登録を受けた・・・  
は、登録年月日及び登録番号を記入して下さい。

（例）平成14年7月1日付け第2013100×△□◇号で登録を受けた・・・

## 3 変更欄

- ・変更内容で、変更前を旧欄に変更後を新欄に記入して下さい。
- ・変更内容で、住所や所在地の変更の場合は必ず事業所等の名称を入れて下さい。
- ・変更の理由欄の変更年月日は理由発生日を記入して下さい。
- ・変更の理由欄の変更事項は（ ）の中の該当事項を○で囲んで下さい。

（例）

	新	旧
変更の内容	〇〇自動車(株)△△営業所	〇〇自動車(株)◇△営業所
変更の理由	変更年月日：平成17年2月3日 変更事項：法律第43条第1項第2号 (1氏名・名称・住所・代表者、 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">2事業所の名称及び所在地</span> ・3役員・4法定代理人・5確認の体制) (理由) 事業所の統廃合による営業所の名称変更	

## 4 変更事項が多数ある場合

変更事項が多数あり変更欄に書ききれない場合、別紙で一覧表を作成し、変更事項、変更内容（新・旧対比）、変更理由をまとめて下さい。

## 5 届出先

- 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第二本庁舎9階（北側）  
東京都 環境局 廃棄物対策部 産業廃棄物対策課 審査係自動車リサイクル担当 電話03-5388-3571(直)
  - 東京都立川市錦町4-6-3 立川合同庁舎 4階  
東京都 多摩環境事務所 廃棄物対策課 審査係 電話042-528-2693(直)
- ※八王子市内の事業所については、八王子市役所へ届出してください。  
八王子市元本郷町3-24-1（電話）042-620-7256（八王子市ごみ減量対策課）

## 引取業者変更届出書の提出部数及び添付書類

### 1 変更届出の対象

登録した事項で下表の事項に変更があった場合は変更届出が必要になります。

### 2 届出部数

2部（正本(申請用)と副本（申請者控え・副本は正本の複写でも可））

### 3 変更事項及び内容と必要添付書類

変更事項及び内容	添付書類
(申請者の住所等変更) 1号 氏名又は名称及び住所並びに法人 にあつては、その代表者の氏名	変更後の申請者を確認できる書類 (法人の場合) ① 登記事項証明書のうち「履歴事項全部証明書」 ② 印鑑証明書(印鑑の変更がある場合) ③ 誓約書(代表者の変更の場合) (個人の場合) ① 住民票 ② 印鑑証明書(印鑑の変更がある場合)
(事業所等の変更) 2号 事業所の名称及び所在地(複数事業 所の場合はその数)	変更後の事業所に関する書類 ①所在地を確認できるいずれかの書類(廃止事業 所については添付不要) ・ 公的機関等が発行したもので所在地が確認で けるもの ・ 土地の登記事項証明書 ・ 土地の賃貸借契約書の写し ②新規開設等の事業所については、事業所ごとに 下記5号に係る添付書類
(法人の役員等の変更) 3号 法人である場合においては、その役 員(業務を執行する社員、取締役、執 行役員又はこれらに順ずる者をいう。)の 氏名	変更後の役員等が確認できる書類 ① 登記事項証明書のうち「履歴事項全部証明書」 ② 誓約書(新規の役員がいる場合)
(法定代理人の変更) 4号 未成年者である場合においては、そ の法定代理人の氏名及び住所	法定代理人の氏名及び住所を確認できる書類等 ① 住民票 ② 誓約書(法定代理人の氏名を記名)
(フロン類の確認体制の変更) 5号 使用済自動車に搭載されているエ アコディショナーに冷媒としてフロ ン類が含まれているかどうかを確認 する体制 例・作業手順書→資格者等に変更 ・資格者等→作業手順書に変更	(作業手順書等に変更した場合) ①その作業手順書等の写し (資格者等に変更した場合) ①その資格者の資格証等の写し ・自動車整備士(シャシ整備士を除く) ・中古自動車査定士 ・業界団体講習終了証

注1 公的証明書等は発行後3ヶ月以内のものとし、ます。「写し」でも結構です。

2 申請者及び役員等が外国籍の場合には、「外国人登録証明書」の提出をお願いします。